

令和 7(2025) 年度

南部浄水場5号配水ポンプ等更新工事

参考設計内訳書

足利市

単価適用日

総括表

令和 7 年度	工事番号		現 説 有・無	指 名 随 意 条件付一般	部長専 選考委	前金払 有・無	部分払 (回)	国・県 市・受	併 合 施 工	
工事名	南部浄水場5号配水ポンプ等更新工事									
工事箇所 予算額	足利市 西新井町 千円 予算対比額 千円			過不足理由 ・予算措置						
予算科目	水道事業会計		款	項	目	事	節			
請負工事費計										円
工事価格										円
消費税相当額										円
工 事 概 要	配水ポンプ		1 台							
	電動仕切弁		1 個							
		逆止弁		1 個						
【設計理由】										
						予定工期	月 日～ 月 日まで 日間			

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

ポンプ設備工事						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
配水ポンプ	250 × 150 8.62m ³ /min × 45m × 90kW 3 400V	1	台			
電動仕切弁	250	1	個			
逆止弁	250mm リング 外装式	1	個			
搬入費	複数搬入 3.000kg以下	1	式			
片落管	250 × 150 L=405	1	本			
フランジ接合材		1	式			
試運転調整		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

撤去工事						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
配水ポンプ	250 × 150 8.62m ³ /min × 45m × 90kW 3 400V	1	台			
電動仕切弁	250	1	個			
逆止弁	250	1	個			
搬出費	複数搬出 3,000kg以下	1	式			
片落管	250 × 150 L=525	1	本			
残材処分		1	式			
とりこわし 発生材運搬		1	式			
有価物処理		1	式			
計						

施設改良工事仕様書

第1節 一般事項

1. 1 適用範囲及び優先順位

本工事の請負者は、監督員の指示を受け、設計図書、本特記仕様書の他に以下の仕様書等に準拠して工事を施工するものとする。

各仕様書等の優先順位は、(1) から (6) までの順番のとおりとしそれ以外のものに就いては監督員と協議のこと。

- (1) 質問回答書 ((2) から (6) までに対するもの)
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 図面
- (5) 令和4年度国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書
(機械設備工事編)
- (6) 令和4年度国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書
(機械設備工事編)

1. 2 法令・法規の遵守

請負者は、本工事の施工にあたり、関係法令に従い施工するものとする。

特許及び実用新案登録等工業所有権に抵触するものについては、請負者の責任において処理すること。

1. 3 関係官公署への諸手続き

工事施工に必要な関係官公庁に対する諸手続きは、監督員と協議のうえ、請負者の責任により処理するものとする。但し、これに要する経費は請負者の負担とする。

請負者は、請負金額500万円以上の場合、工事实績情報サービス (CORINS) に発注・竣工登録し、監督員に報告すること。変更契約があった場合も変更登録し、同様に報告する。

1. 4 工事の着手および書類の提出

請負者は、工事契約締結後、速やかに現場を熟知のうえ監督員と設計施工について打合せを行うこと。尚、工事打合せ事項に就いては、その都度『工事打合せ簿』を作成し、監督員に提出すること。

請負者は、工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。

また、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し監督員の承諾を得てから工事に着手すること。特に稼動施設の改良工事に就いては、施設の機能を損なうことがないように特段の配慮をし、断水事故等のないように計画をしなければならない。

請負者は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測等を行なって、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を得てから工事に掛かること。

1.5 工事施工中

現場の施工に際しては、事前に関係住民および運転管理担当者等に十分な説明をして理解を求めること。苦情等が出たときは、何時であっても真摯に対応しなければならない。

請負者は、工事遂行に必要な人員を配置し、作業の節目もしくは一定の期間ごとに工程表を検討し直して工事を遅滞なく完了させるよう努めること。

交通整理等の必要が生じた場合は、すみやかに専門の交通整理員を配置して、整理に当らせること。渋滞等が発生した場合は、必要に応じて工事を一時中断しなければならない。

1.6 立会い検査等

工場検査についてはあらかじめ『検査要領』を作成し検査項目を定め、検査終了後は『検査試験成績書』を作成し、立会い写真とともに監督員に2部提出すること。

1.7 産業廃棄物の処理

- 1) 建設副産物（建設発生土、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥等については「足利市の建設副産物管理基準」に従い処理すること。

建設発生土の処理については原則場内処理とし、処理する場所、仕上げ方法等は監督員と協議すること。これにより難しい場合は別途協議する。

- 2) 建設副産物以外の産業廃棄物が発生する場合は、関係法令に従い、処理施設に持込むものとする。

搬出運搬費および処理施設受入れ費用まで本契約に含むものとする。写真および処理施設の受け入れ書類(マニフェスト)などを含む産業廃棄物の処理記録を作成し監督員に報告し、施工管理報告書に添付するものとする。

1.8 電子納品

すべての工事において、最終成果品について電子納品の対象である。

成果品は「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づき、作成したデータをCD-Rに格納して原則（正）・（副）の成果品として2部提出する。

請負者は、提出した電子納品データが「ガイドライン」に基づき作成されているかどうかを監督員立会のもと確認する。検査方法については、別途協議する。

（※図面はCADデータで納品すること）

1.9 現場代理人の専任関係

足利市が発注する工事で請負金額4,500万円未満の工事については2件までの兼任を認める。ただし、兼任する工事が令和7年（2025）3月31日までに契約している場合は、3件まで認める。

1.10 完成図書

請負者は、工事完成時に、維持管理上必要な『完成図書』を作成して、製本されたものを提出すること。

なお、製本は、監督員に書類の過不足訂正等を確認した後に黒表紙金文字1部製本をする。詳細は監督員と協議のうえ作成する。

完成図書に添付するものは通常、下のものとする。

- ① 工事概要
- ② 取扱説明書（設備全体のもの、および機器個々のもの）
- ③ 完成図面（施工箇所を赤色で着色）
- ④ 展開接続図
- ⑤ 検査試験成績書（工場検査試験等を含む）
- ⑥ 予備品表
- ⑦ 施工図
- ⑧ 契約関係書類
- ⑨ その他

1.1.1 型番の解釈

形状・機能・性能等が明記困難な機器材料類は、参考型番等を記入して理解を容易にしたものであり特定するものではない。

1.1.2 施工範囲

工事の施工で当然工事の施工範囲と認められるべき箇所は本工事範囲とする。

1.1.3 軽微な変更

工事施工上、構造物、付帯設備等の関係で起こる軽微な変更は、監督員の承諾を得て変更する事ができる。この場合は変更契約を伴わないが、打合せ記録簿に経緯を残すこと。

1.1.4 疑義の解釈

請負者は、設計書、仕様書に関連して疑義が生じた場合は監督員と協議するものとし、『打合せ記録簿』に経緯を残すこと。

1.1.5 工事目的物部分使用

請負者は、目的物引渡前に完成した部分について、監督員より部分使用の依頼があった場合は、速やかに対応すること。

1.1.6 情報共有システム

本工事は、「足利市情報共有システム実施要領（営繕工事）」に基づく対象工事である。

- 1) 実施にあたっては、「足利市情報共有システム実施要領（営繕工事）」に基づき実施するものとする。
- 2) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、工事着手前に受発注者間の協議により決定する。
- 3) 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合は、実施しないことができるものとする。

実施要領URL：市HP

<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000060/000318/p001695.html>

1. 17 週休2日制工事

本工事は、「足利市営繕工事における週休2日制工事实施要領」に基づく工事である。
(発注者指定型)

実施要領URL：市HP

<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000060/000318/p001695.html>

1. 18 その他

本工事は、機器製作などにおいて、不測の事態が生じ、工期限内に機器の納入が困難な場合は、受注者と協議の上、工期変更を実施します。

第2節 機械設備工事

2 機械設備特記仕様

2.1 概要

本工事は、南部浄水場の5号配水ポンプ及び電動弁、逆止弁を更新するものである。施工に当たっては既存設備を稼働させながらの施工であるため、綿密な施工計画を立案して断水事故、水質汚染等が無いように安全等に細心の注意を払い施工に当たること。

配水量の状態や天候によっては、施工日や施工時間帯の制限をする場合がある。

2.2 機器仕様

配水ポンプ

(1) 工事範囲

1) 5号配水ポンプ	1式
2) 逆止弁の据付	1個
3) 電動仕切弁の据付	1個
4) 片落管の据付	1本
5) 機械設備撤去工事	1式
6) 試運転調整	1式

(2) 主要機器構成

1) 配水ポンプ	1台
2) 逆止弁	1個
3) 電動仕切弁	1個

(3) 機器仕様

1) 配水ポンプ

① 数量	1台
② ポンプ型式	両吸込渦巻ポンプ
③ ポンプ口径	φ250×150
④ 配水量	8.62m ³ /min
⑤ 全揚程	45m
⑥ 回転数	1500min-1(同期速度)

2) 逆止弁

① 数量	1個
② 口径	φ250mm

③ フランジ	水道用 7.5K
④ 主要部材料	
弁箱	FCD450
弁体	FCD450
⑤ 塗装	内面：エポキシ樹脂粉体塗装 外面：エポキシ樹脂塗装
3) 電動仕切弁	
① 数量	1 個
② 形式	電動外ネジ仕切弁
③ 口径	φ250mm
④ 電動機出力	0.75kW
⑤ フランジ	水道用 7.5K
⑥ 主要部材料	
弁箱	FCD450
弁体	FCD450
弁棒	SUS304
⑦ 塗装	内面：エポキシ樹脂粉体塗装 外面：フタル酸樹脂塗装

2. 3 工事仕様

(1) 配管工事

- 1) 配管の接合は、フランジ接合とする。
- 2) 配管のフランジは、JIS10K 形または、水道用 7.5K 形とする。
- 3) フランジ接続ボルト・ナットは SUS304 とする。

2. 4 単体試験

機器据付後の機器単体調整・動作確認試験等で実施内容は次の通りとする。

- ・絶縁抵抗測定
- ・各種継電器及び制御機器の動作確認と調整
- ・その他監督職員との協議による事項

2. 5 組合せ試験

単体試験完了後に行い実施内容は次の通りとする。

- ・配水ポンプ自動運転機能の確認試運転
- ・その他監督職員との協議による事項